

会議録

会議の名称	平成19年度 第8回西東京市子ども福祉審議会
開催日時	平成20年 1月 22日(火曜日) 13時 から 15時 まで
開催場所	田無庁舎 203会議室
出席者	(出席者) 森田会長、梅村副会長、猪原委員、神山委員、齋藤委員、古川委員、阿委員、山口委員、田中専門委員、中曽根専門委員 (事務局・職員) 子育て支援部長 二谷、子育て支援課長 森下 児童青少年課長 伊藤、児童青少年課児童青少年係長 鶴田 子育て支援課調整係主事 矢部、後藤
議題	(1) 西東京市学童クラブ育成料等について (2) 子どもの権利に関する条例の策定について
会議資料の名称	(1) 西東京市子ども福祉審議会委員構成(20年1月22日現在) (2) 学童クラブ育成料関係資料(資料1~6、参考資料) (3) 子どもの権利に関する条例策定委員会委員構成
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名 発言内容</p> <p>森下子育て支援課長 本日、西東京市学童クラブ育成料等について審議していただくため、本日専門委員の委嘱を行う。子ども福祉審議会条例第3条第2項、必要に応じ市長が委嘱する専門委員をおくことができ、また第4条第3項、当該調査及び審議が終わるまでの期間となっている、この規定に基づき、学童クラブ育成料等について審議に加わる2人の専門委員について委嘱する。2人は、西東京市学童クラブ連絡協議会の代表である。</p> <p>二谷子育て支援部長より、田中専門委員・中曽根専門委員へ委嘱状の伝達</p> <p>以下、審議</p> <p>森田会長 今日の議題の一つ目、西東京市学童クラブ育成料等についての審議に入りたい。 学童クラブについては育成料のみならず、ほかの課題もあるので慎重に審議する必要があるが、見直しについては来年度からのことでもあり本日1回で纏めたいと考えている。 事務局担当からの説明を求めたい。</p> <p>伊藤児童青少年課長 本件については、平成19年9月26日に西東京市長から当審議会に諮問させていただいたも</p>	

のである。

本市における使用料・手数料については「西東京市における使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」のなかで概ね3年毎の見直しを行うこととされている。本年度見直しを行う年度でもあり、また、平成17年9月に策定された「西東京市地域経営戦略プラン（第2次行政改革大綱）」の実施項目にも育成料の見直しが掲げられていることから、子育て支援に関する事項を審議する機関である子ども福祉審議会において審議をお願いするものである。

学童クラブの育成料は、平成9年6月児童福祉法の改正があり「放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）」として法制化され、平成10年4月施行された。このとき国は、保護者負担の考え方を導入し具体的に国基準の徴収額を1人月額約4,000円～6,000円と示した。

また、同時期に運営費補助制度の改正があり、サービスの向上（時間延長、学年延長、障害児の受入等）が求められた。

当時、多摩地区でも13市が保護者負担なし（旧田無市、旧保谷市含む）であったが、東京都市長会はこれを受け、保護者負担は、5,000円を標準とすることを決め、各自治体は平成11年4月から有料化を導入するための条例改正を行ってきた経緯がある。

以降、下記の順により配付資料に基づき説明

資料1 西東京市学童クラブ育成料等に関わる経緯

資料2 学童クラブ育成料原価計算資料

資料3 平成19年5月実施 学童クラブ育成料の見直しに関わる市町村アンケート集計表

森田会長

配付資料について説明を受けている途中であるが、資料1から3までは育成料の金額に関する資料であり、以降の資料4から6については減免に関する資料である。本会議においては、全体としては減免はこのままでよいかの審議も行うが、育成料の額と減免を区分し審議するべきと考える。始めに育成料の額について審議したい。いままでの説明に関して質問等があれば受けて行きたい。

原価計算資料を見ると一人当たりの額は下がっている状況である。見直しの必要性があるものなのか、むしろ下げる必要性なども含め他市の状況を勘案し議論して行きたい。

実際のところ安かろう悪かろうでは問題である。子どもたちが生活している場であり適切な育成が行われ、保護者が安心して預けられる環境が整えられるための設定とする必要がある。本日、専門委員として保護者代表の方に会議に参画していただいている。ここで現在の学童クラブの状況を説明していただきたい。

中曽根専門委員

今年度、西東京市学童クラブ連絡協議会の会長を務めている。連絡協議会は市内28の学童クラブの父母会代表が参加し連合体を作り、毎月1回程度連絡会を開催し情報交換や行事を実施している。

説明資料にもあったが、学童クラブの需要は年々増加傾向にある。国の示すガイドラインの適正規模、1学童クラブ当たり40～50名を超える70名～100名の学童クラブが出現してきている。西東京市においては、児童数の増加に対応し適正規模になるよう施設の整備に取り組んできていただいているところではあるが、工場移転後の住宅開発等により70名を超える学童クラブが西東京市においても出現してきているのが現状である。指導の中身としては、かつては正職員が指導員として配置されており、指導員が自分の生活の見通しというものを持ち、仕事として安心して働き専門性を磨きつつ子ども指導に携わってもらっていたが、現在は嘱託職員制度のもと、非常勤職員として1年更新で5年間勤めると改めて試験を受け直さなければ、続けることが出来ない仕組みになっている。こうした仕組みのなか、男性の中堅職員などは意欲は持っているが、反面生活面では非常に厳しい状況にあるなかで頑張ってくれているところであるが、離れて行ってしまうケースが多い。子どもたちも学年が上がるにつ

れ遊びもダイナミックなものを望むが、男性職員の比率が少なく子どもたちも学童クラブがつまらなくなってしまう子どももいるようである。

田中専門委員

育成料の見直しに当たっては、過去に育成料導入の際、サービスの向上を図る観点から閉所時間を午後5時から6時までなどとした経緯があるが、しかしながら現在においても1学童クラブは閉所時間がいまだ5時までとされているところがある。施設固有の事由もあると聞くが、父母によれば育成料の見直しを行うのであるならば、当該学童クラブにおいては他の学童クラブとの不均衡分減額を希望する保護者もいる。

また、先程の説明にもあったが西東京市は児童館・学童クラブの設置状況は都内においても上位に位置する状況とのことであったが、これは旧田無市時代の話であるが児童館の設置についても1小学校区1児童館を設置する旨の市のサービス向上のための構想があったと記憶している。これは合併以降も実現されていないところである。実現に向けて努力をしていただきたい。

我々としては西東京市の施設等の設置状況等のレベルは他市と比較して努力をしていただいていると、高いレベルと理解しているところではある。

森田会長

児童館の問題は、育成料の見直しとは別に考えたい。

今、説明のあったなかで、育成料に関係すると思われる閉館時間の問題は、具体的に状況を確認しておかなくてはいけない部分であると考えてるので、事務局から説明をしていただきたい。

伊藤児童青少年課長

閉館時間が問題になっている学童クラブは新町学童クラブである。

この学童クラブは新町福祉会館内に児童館と併設する学童クラブである。この施設は昭和52年に設置された施設であるが、設置した場所が住宅地であったため地域住民との協定により施設の使用について午後5時までとする建築協定がなされていたことによるものである。長年の課題であるため市としても地域住民と交渉は重ねてきた経緯はあるが、いまだ解決に至っていない状況である。市としては、せめて児童館・学童クラブについてだけでも他の学童クラブ同様に午後6時までの延長をお願いして行きたいと考えているところである。

森田会長

この問題について育成料の見直しのなかで繁榮するというのであれば、細部にわたり検討する必要があると考えるが。

梅村副会長

学童クラブ連絡協議会の総意として解決して欲しい旨の提起があるのであれば審議会として解決する必要がある。しかしながら現在は、そのような意見があるという程度ののであれば、審議会としてこの問題をどのように扱うか判断するべきと考える。

中曽根専門委員

連絡協議会としては、この問題を重要項目として捉え、市との懇談会での要望事項の上位に位置付けているところであり、当該学童クラブ保護者からはすぐに解決できないのであれば減免など行っていただかないと不平等である旨の訴えがある。

森田会長

減免ということであるが、減免金額は時間換算等試算したとしても少額になるであろう。

斉藤委員

減免金額を算定するにしても、短縮時間部分を算定する方法もあるが、算定する場合は施設により子どもの人数も異なっており、見えない部分の格差も出るであろう。適正な金額が算定できるであろうか。大切な部分として、子どもを預かる際の安全性がキチンと保たれているかという側面で考えると、時間の問題より、子どもを50名預かるところと80名預かるところでの対応がしっかりなされているかなど、安全な保育がなされているかということを中心に確認し考えるべきであろう。また、時間が短い分、他の学童クラブよりレベルアップを図ることもなども含め理解を得るべきと考える。

森田会長

新町学童クラブの育成料減額の問題については、事務局において更に十分な検討を行う必要があると判断する。

育成料についてであるが、基本としては正規職員がいないことによるプラス・マイナスの部分もあると考える。嘱託員制度による適正な年齢構成や職員の技術の問題などもあると思われるが、学童クラブは担当する児童館長が各学童クラブを指導するという仕組みを作っている。そのような中で、資料によると人件費・物件費は平成13年度から比べると16年度まででは物件費は増加している。従って全体として人件費はかなり増えていると判断できる。そのような判断をすると市は拡充をしつつギリギリのところ保護者負担を考えていると判断できる。

このような状況を踏まえ、保護者負担の金額の妥当性のところを議論して行きたい。

市ではこの原価について1人当たりの保護者負担の割合をどのように考えているのか説明願いたい。

伊藤児童青少年課長

西東京市における使用料・手数料等の適正化に関する基本方針のなかでは、受益者負担の割合を概ね30%～70%と示されており設定に幅がある。

現行の育成料だけを考えると30%弱程度となる。

斉藤委員

通常原価計算を行う際は、施設の原価償却分を入れる必要があると考えるが、配付資料の計算には原価償却が入っていない。換算するべきであろう。

伊藤児童青少年課長

ご承知のとおり、当市の学童クラブの設置形態はさまざまであり、それぞれ設置形態の違う施設の原価償却費を参入することが適当かとの判断により、算定基礎から除いている。

斉藤委員

最低児童一人当たり14,000円以上はかかっていると判断することとしたい。

古川委員

確認であるが、育成料は長期休業中に関係なく一律と考えてよいのか。

森田会長

そのとおりである。

斉藤委員

少子化の問題から考えて行くと、フランスのように0円とするべき考え方もある。次代の方針として、それに向かって行くべきなのか、そうでないのかも検討する必要はないか。

実際は、上げづらいと考える。

森田会長

今回の見直しについては、新町の問題も含め全体的なバランスを図り、今後の次世代育成行動計画作成の中での見直しを図るということで、今回は見直しは行わないこととしたい。

<全委員賛成>

森田会長

次に、減免の問題について議論したい。
事務局からの説明をお願いしたい。

伊藤児童青少年課長

以下の資料について説明

資料4 学童クラブ育成料・間食費の減額及び免除

資料5 26市の育成料・間食費の減額及び免除状況資料

資料6 学童クラブ減額・免除額一覧

森田会長

就学援助世帯の取扱いが問題と考える。就学援助世帯は国民の平均収入額より少し低い階層であろう。保育料の場合、これら世帯にも保育料を課している。学童クラブの考え方とは違う。保育料の基本的考え方と整合性を図る必要はないものであるか。また、生活保護費においても、食費は含まれている。

神山委員

ひとり親世帯の収入と就学援助世帯の収入は就学援助世帯の収入の方が多いと考える。同等の基準でよいのであろうか。

森田委員

この問題は、育成料に関しての減免より、間食費分についての取扱が問題となると考える。自治体によっては、所得階層により段階的な費用負担を実施している自治体も出てきている。時間をかけて整理する必要があると考える。今の段階では議論する時期とは考えていない。今回は現行のままとすることとし、次回の見直しの際は慎重に議論することとしたい。

<全委員賛成>

子どもの権利に関する条例について

森田会長

本日も一つの議題、子どもの権利に関する条例に入ります。

森下子育て支援課長

当審議会の中間答申に基づき、子どもの権利に関する条例策定委員会を設置した。本日、委員会の委員に審議会へ参加いただいたのでご紹介する（6名）。なお、子ども福祉審議会から参加する4名をあわせ、計10名での委員会となる。

子どもの権利に関する条例策定委員会委員6名の紹介

・ 獨協大学大学院教授 野村武司 氏

- ・ 早稲田大学客員講師 安部芳絵 氏
- ・ 西東京市立第四中学校長 木曾友仁 氏（公務により欠席）
- ・ 西東京市青少年問題協議会 嶋田安民 氏
- ・ 公募市民 石田裕子 氏
- ・ 公募市民 小林草子 氏

森田会長

子ども福祉審議会の委員を紹介する（以下、委員の紹介）。

山口委員

私は17年度から審議会に参加している。条例の策定は、本来は遅いのであろうが、多摩地区では先駆的な事例となるだろう。子どもたちのために良い条例となるよう期待している。

阿 委員

条例は出来ても、実行という意味では難しい。市の状況を見合わせながら、子どもたちの所に行き届くような条例を作っていたらいい。言葉はわかり易く、誰でもわかるような、読んでみたくなるような条例を期待している。

森田委員

策定委員会で出来た報告を、再度、審議会で審議する時期がくる。その際は意見の交換をしながら進めたい。審議会は、今まで学習会を含み6回の審議を重ねた。結果、審議会委員の強い要望として、条例をつくる際に市民の声、子どもの声を丁寧に聴き取り、条例に活かせるような作り方をしたい。また、条例はできるだけわかり易く、市民が自分たちの条例だと思えるようなものでありたい。大変な役割を委員会にお願いするが、審議会の意図を汲んでいただきたい。良い議論を積み重ねていただき、結果報告を待ちたい。

森下子育て支援課長

平成19年度予算における子どもの権利に関する条例策定事業費について。計上したアンケート委託料について、約380万円が今だ未執行である。今後3月までに執行が難しいため、減額補正をしたいと考えている。

森田会長

補正予算で落とした場合に、来年度の計上が保障されないのか。大事な点だ。

森下子育て支援課長

予算単年度の仕組みのため、20年度は別途要求予定。アンケートとして固定化せず、柔軟な対応できるよう予算要求としたい。

森田会長

今年度と同規模（380万円規模）のアンケートが可能か。

子育て支援課主事 後藤

アンケートを実施しないという理由で減額するのであれば来年度の予算計上は難しい。しかし、今年度未執行となったのは条例策定委員会の設置が1月となったために執行できないという理由になる。このため、来年度に、アンケートを含めた委託料を要求する予定。

森田会長

市民の意見。特に当事者の子どもたちの意見を聴取する手法が限られてしまうことのない

よう、調査に沿うような予算を要求してほしい。

以上にて終了